

平成十九年十一月七日提出
質問第一九九号

金正男氏と思われる者に対する政府の認識及び対応に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

金正男氏と思われる者に対する政府の認識及び対応に関する質問主意書

「政府答弁書一」（内閣衆質一六八第一四八号）及び「政府答弁書二」（内閣衆質一六八第一四五号）を踏まえ、以下質問する。

一 二〇〇一年五月、北朝鮮の国家指導者である金正日氏の息子である金正男氏と思われる者（以下、「金正男氏と思われる者」という。）が来日し、入国管理法違反で逮捕されるという事件（以下、「事件」という。）が起きたことに対して、二〇〇六年十月十日の衆議院予算委員会で、当時の安倍晋三内閣総理大臣が「委員御指摘のその人物については、当時の情報においては確認できなかつたわけでありすが、その後も随分たつわけでありすが、その後集められた情報において、極めて蓋然性は高い、金正男氏である蓋然性が高いに至つたのであります。」と答弁していることについて、右安倍前総理の答弁の中にある「その後集められた情報」により、安倍前総理が「金正男氏と思われる者」が金正男氏である蓋然性が高いと認識するに至つた根拠は何か。具体的に説明されたい。

二 「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」で、政府は「金正男氏と思われる者」が金正男氏であると確認するに至っていない旨答弁しているが、では福田康夫内閣として、現段階で一の安倍前総理の答弁と同様

に、確認するに至らないまでも、「金正男氏と思われる者」が金正男氏である蓋然性は高いと認識しているか。

三 「事件」発生時に、「金正男氏と思われる者」が金正男氏である蓋然性が高いと政府は認識していたか。我が国に不法入国した外国人を我が国から出国させる際に、外務省職員が同行することが一般論としてあるかとの問に対し、「政府答弁書二」では「一般に、不法入国をした外国人を我が国から出国させる際に、外務省職員が同行することはない。」との答弁がなされており、また「政府答弁書一」では、「外務省として、現在把握し得る限りでは、御指摘のような事例は承知していない。」と、「金正男氏と思われる者」以外に、外務省職員が出国に同行した事例はないとの答弁がなされている。ではなぜ「金正男氏と思われる者」に佐藤重和外務省アジア大洋州局審議官（当時）及び外務省アジア大洋州局北東アジア課の職員二名が同行したのかという問に対しては、「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」ではそれぞれ「御指摘の者の退去強制に際し、移送中の混乱を防止し、かつ、中国側への引渡しを円滑に行うとの観点から外務省の職員を同行させた。」旨の答弁がなされている。通常は外務省職員が同行することはないのに、「金正男氏と思われる者」を出国させる際には外務省職員が同行したということは、「事件」発生当

時、確認をとるに至らないまでも、政府が「金正男氏と思われる者」が金正男氏である蓋然性は高いと認識していたことの証左ではないのか。

四 「事件」発生時、当時の田中眞紀子外務大臣は、「金正男氏と思われる者」が金正男氏である蓋然性は高いと認識していたか。

五 「政府答弁書二」で、「事件」発生を受けて、当時の田中外務大臣はどのような初動対応をとり、外務省のどの部局にどのような対応をとるよう指示を出したのかとの問に対し、「田中外務大臣（当時）は、平成十三年五月十五日の衆議院予算委員会において述べているとおり、同月二日午前十時半ころ、外務事務次官及び外務省アジア大洋州局長から御指摘の者の入国について報告を受け、その際、同人の入国の目的及び人定の確認に努めること並びに関連省庁と緊密に連絡をとって経過を報告することを指示した。」との答弁がなされているが、では当時、「金正男氏と思われる者」の入国の目的及び人定の確認に努めること並びに関連省庁と緊密に連絡をとった上で、田中外務大臣に対してどのような経過報告が行われたのか、その内容を明らかにされたい。

六 田中外務大臣が、「事件」発生を受けて、「そんな人間を日本に置いておいて、北朝鮮からミサイルが

飛んで来たら大変なことになる。すぐ帰さないでだめだ。すぐに追い出すように」という旨の発言をしたという事実はあるか。

七 「政府答弁書一」では、「金正男氏と思われる者」の出国に同行した佐藤審議官らから、同行についての報告がなされたか、なされたのならば右の報告は文書としてまとめられているかとの質問に対し、「外務省として、報告が行われたものと承知しているが、外務省において確認できる範囲では、お尋ねの文書について確認されなかった。」との答弁がなされているが、出国に際して外務省職員が同行するという過去に事例のない件の報告についての文書が確認されなかったとは、①そもそも文書が作成されていない②文書は作成されていたが破棄された③文書は作成されたが紛失してどこにあるのか現在わからないの三つが考えられるが、右答弁の真意はどれにあたるか。

八 七で、そもそも文書が作成されていないのならば、確認に至らないまでも金正男氏である蓋然性が高いと思われる「金正男氏と思われる者」に、過去に事例もなく外務省職員が同行したという件の報告について文書が作成されないのは、外務省における行政処理の方法及び記録保存の体制として不適切であると考え、外務省の見解如何。

九 七で、文書は作成されていたが破棄したのならば、「拉致問題」解決の重要な糸口となり得た可能性のある「金正男氏と思われる者」に同行した件の報告についての文書を、「拉致問題」の解決が実現していない中、なぜ破棄したのか、その理由を明らかにされたい。

十 七で、文書を紛失してどこにあるのか現在わからないのならば、外務省における行政文書の保存、管理体制があまりにもずさんであり、我が国の外交を司る省庁の体制としてはあまりにも頼りなく、不安を覚えるところ、再発防止を図る上でも、文書紛失に責任を負う者に然るべき処分を行うべきであると考え、文書紛失に責任を負う者に対して然るべき処分は行われたか。行われていないのならば、その理由を明らかにされたい。

十一 「政府答弁書二」によると、「金正男氏と思われる者」は二〇〇一年五月一日午後三時四十五分ころ上陸申請を行い、同年同月四日午前十時四十五分ころ成田空港から出国させられたとのことであるが、安倍前総理が述べているように「金正男氏と思われる者」が金正男氏である蓋然性が高く、かつ過去に事例もなく出国に際して外務省職員が同行するという対応をとるのであるならば、「金正男氏と思われる者」に対してより時間をかけて取り調べを行い、身元を明らかにし、例えば「金正男氏と思われる者」の身柄

を一つの外交カードにする等の方法により「拉致問題」解決の糸口にできたのではないかと考える時、当時、政府が「金正男氏と思われる者」をあつさりとして出国させたことは我が国の国益を損ねたと思料するが、政府の認識如何。

右質問する。